

件名	指導力不足教員の判定を行った審査委員会に係る公文書の部分開示決定に対する異議申立て
対象公文書	平成 14 年度第 3 回指導力不足教員審査委員会に係る公文書のうち、「指導力不足教員審査委員会審査委員のプロフィールと連絡先（秘）」、「平成 14 年度第 3 回指導力不足教員審査委員会の概要（議事録）」及び「審査委員会の資料となった 4 人の教員の実態把握記録簿」
非開示理由	条例第 7 条第 2 号（個人情報）第 5 号（審議、検討又は協議に関する情報）及び第 6 号（事務又は事業に関する情報）
実施機関	静岡県教育委員会（教育総務課）
諮問期日	平成 15 年 9 月 2 日
主な論点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査委員の氏名等の情報は、条例第 7 条第 2 号のただし書により開示することができるか。</li> <li>・ 審査委員会議事録の具体的な審査に係る部分及び校長の作成する実態把握記録簿は、全体として個人情報と認められるか。</li> </ul>

### 審査会の結論

静岡県教育委員会が非開示とした部分のうち、については審査委員の氏名、現職、前職及び元職の部分、については「教育長あいさつ」、「審査委員長あいさつ」、判定結果の表中の審査対象教員の「職名」及び「性別」並びに「意見交換」の部分、については実態把握記録簿の鑑中の審査対象教員の「職名」の部分を開示すべきである。

### 審査会の判断

#### 1 公文書の記載内容

は、学識経験者、弁護士、精神科医、臨床心理士、保護者代表からなる 8 人で組織された審査委員会の名簿で、二つの表からなっている。ひとつの表には、学識経験者、弁護士等の分類ごとに審査委員の氏名及びプロフィール（現職、前職、元職、年齢等）が記録され、もうひとつの表には、審査委員の氏名ごとに住所、電話番号等の連絡先が記録されている。は、第 3 回指導力不足教員審査委員会の審議内容が要約された議事録であり、具体的には開催日時、開催場所、教育長及び委員長のあいさつ、審査対象教員の意見陳述の内容、審査委員の発言要旨からなる具体的な審査の内容、判定結果の表、審査委員と実施機関の職員との間において交換された意見等が記録されている。は、校長が、指導力不足と思われる教員について、その具体的な状況に係る事実の確認を行った上で、所見などの評価に関する情報等を記録したものである。

#### 2 公文書ごとの判断

(1) 「指導力不足教員審査委員会審査委員のプロフィールと連絡先（秘）」について

【条例第 7 条第 2 号（個人情報）該当性】当該公文書において、実施機関が非開示とした情報は、審査委員の氏名、現職、前職、元職、在住している市の名称、年齢、勤務先及び家族に関する情報並びに審査委員の連絡先としての住所、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスである。通例、県の他の審議会等においては、県行政の透明性を確保し、当該審議会等の委員の選出理由を県民に説明する責任を果たす観点から、委員の氏名、職等の情報は公にされている。当該公文書のうち審査委員の氏名、現職、前職及び元職は、県の他の審議会等の委員の氏名、職等と同種の情報であり、審査委員の氏名、職等を特別に公にしないとする合理的な理由は特段認められないことから、条例第 7 条第 2 号ただし書アの公にすることが予定されている情報と認められる。しかし、実施機関が非開示とした情報のうち、審査委員の氏名、職等以外のものは、審査委員の任務と直接関係する情報とはいえ、審査委員の純然たる私生活に関する情報といえることから、公にすることが予定されている情報とまでは認められない。

【条例第 7 条第 5 号（審議、検討又は協議に関する情報）該当性】条例第 7 条第 5 号に規定する率直な意見交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるものに該当するためには、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。しかし、実施機関の主張は、おそれが存する可能性を示しているに過ぎず、具体性に欠けるといわざるを得ない。また、県の他の審議会等の委員の氏名、職等は、公にされているのが通例であり、審査委員についても、県教育行政の透明性の確保と実施機関の説明責任を果たす上から、県の他の審議会等と同様に、その審査委員の氏名、職等を公にすることが求められている。このことからして、審査委員の氏名、職等を公にすることにより、審査委員会の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められない。

【条例第 7 条第 6 号（事務又は事業に関する情報）該当性】審査委員の氏名、職等について、条例第 7 条第 6 号が適用されるためには、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的

保護に値する蓋然性が求められる。しかしながら、実施機関の主張は、審査委員の氏名、職等の開示により、審査委員が個人的に外部からの圧力、干渉等を受けるおそれが存する可能性を示しているに過ぎず、具体性に欠けるといわざるを得ない。加えて、審査委員の氏名、職等を公にすることにより、仮に、今後、審査委員への就任の承諾を得にくくなる可能性があるとしても、本来、審査委員も指導力不足教員についての判定を行う事務の重要性を理解しているはずであり、審査委員の純然たる私生活に関する情報を除けば、県の他の審議会等の委員の氏名、職等と同様に、審査委員の氏名、職等が公にされることに対し、審査委員の理解を得られないとは思われない。また、審査委員の任務の重要性、県教育行政の透明性の確保及び実施機関の説明責任を果たす上からも、審査委員の氏名、職等を非開示とする理由は認められない。

(2) 「平成 14 年度第 3 回指導力不足教員審査委員会の概要(議事録)」について

議事録において実施機関が非開示とした情報は、教育長及び委員長のあいさつ、個別審査、総合審査、判定結果の表の一部及び意見交換の項目の部分である。異議申立人は議事録の非開示情報のうち、審査対象教員の氏名及び所属校名を除くその余の全部を開示する旨の異議申立てをしているため、審査対象教員の氏名及び所属校名は審査の対象から除くものとし、以下、項目ごとに検討する。

ア 教育長及び委員長のあいさつ

【条例第 7 条第 2 号該当性】当該情報は、審査委員会の開催に当たっての教育長及び委員長の発言内容であることから、条例第 7 条第 2 号本文の特定の個人を識別することができる情報に該当するが、教育長のあいさつについては、公務員の職務遂行に係る情報といえることは明らかであることから、条例第 7 条第 2 号ただし書ウに該当する。また、委員長のあいさつについては、県教育行政の透明性の確保と実施機関の説明責任を果たす観点から、公にすることが予定されている情報といえることから、同号ただし書アに該当する。

【条例第 7 条第 5 号及び第 6 号該当性】当該情報は、審査委員会における審査の具体的な内容に直接関わるものではなく、また、審査委員会の審査に求められる中立性、公平性等と直接つながる情報とも考え難く、これを開示することにより、審査委員会における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれが生ずるとは認められないことから、条例第 7 条第 5 号及び第 6 号のいずれにも該当しない。

イ 個別審査及び総合審査

【条例第 7 条第 2 号該当性】当該情報のうち個別審査は、審査対象教員について、審査委員と実施機関の職員とで意見を交わした「審議の要約」及び審査対象教員の「意見陳述と質疑応答」の記録である。また、総合審査は、審査対象教員に対する審査委員の審査に係る発言の記録である。当該情報は、審査対象教員が指導力不足教員であるか否かの判定における具体的な審査の部分であり、氏名その他の記録により、これらの情報のすべてが特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当することは明らかである。さらに、審査対象教員は公務員であることから、当該情報は公務員の職務に関する情報ではあるが、その内容は、審査対象教員に対する審査委員の評価や勤務態度に関することも含むことから、審査対象教員の身分の取扱いに関する情報であり、公務員の職務遂行に係る情報に該当するとは認められず、条例第 7 条第 2 号ただし書ウには該当しない。また、審査対象教員は、指導力不足教員の候補者であり、当該情報は、個人の資質、評価を含んだ情報であることから、一般にこれらの情報が条例第 7 条第 2 号ただし書ア及びイに該当するとも認められないことから、同号ただし書のいずれにも該当しない。

ウ 判定結果の表

【条例第 7 条第 2 号該当性】当該情報は、審査対象教員の氏名、職名、所属校名、年齢、性別及び指導力不足教員に該当するか否かの判定結果を審査対象教員ごとにまとめて一覧表にしたものであり、このうち実施機関が非開示とした情報は、審査対象教員の氏名、職名、所属校名、年齢及び性別である。これらの情報は、条例第 7 条第 2 号本文の特定の個人を識別することができる情報であることは明らかである。しかし、実施機関は、平成 15 年 2 月に指導力不足教員の認定結果の概要を公表している。その際、実施機関は、審査対象教員の氏名については公表していないが、判定結果の表のうち職名及び性別については公表していることから、これらの情報は条例第 7 条第 2 号ただし書アに該当することは明らかである。一方、判定結果の表のうち年齢については、年代別の該当人数を公表しているに過ぎず、明確な年齢までは公表されていないことから、条例第 7 条第 2 号ただし書アには該当せず、また、同号ただし書イ及びウに該当するとすべき事情も認められない。

【条例第 7 条第 5 号及び第 6 号該当性】前記のとおり、判定結果の表の非開示情報のうち職名及び性別については、実施機関自らが公表していることから、同条第 5 号及び第 6 号のいずれにも該当しないことも明らかである。

エ 意見交換

【条例第7条第2号該当性】当該情報は、審査対象教員が指導力不足教員に該当するか否かの判定についての具体的な意見の交換ではなく、審査委員会が指導力不足教員を判定する際の手続上のことについて、審査委員と実施機関の職員が意見を交わしているものである。当審査会が見分したところ、実施機関の職員の発言には、その発言者を特定することを可能とする職名の記録があるが、審査委員の発言には氏名の記録はなく、発言者を特定することは困難である。このことから、当該情報のうち、特定の個人を識別することが可能であると認められる情報は、実施機関の職員の職名及びその発言に係る記録の部分であり、実施機関の職員は公務員であることは明らかであることから、当該部分は、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

【条例第7条第5号及び第6号該当性】当該情報は、審査委員会が指導力不足教員を判定する際の手続上のことについて意見を交換しているに過ぎず、また、同種の情報が、制度を創設するための検討会議の会議録として公にされていることから、当該情報を公にすることにより、実施機関が主張するようなおそれが生じるとは考え難い。よって、当該情報は、条例第7条第5号及び第6号のいずれにも該当しない。

(3) 「審査委員会の資料となった4人の教員の実態把握記録簿」について

【条例第7条第2号該当性】実態把握記録簿は、審査対象教員の資質や能力について、さまざまな観点ごとに、審査対象教員の日常の様子等の事実に関する情報のほか、当該教員に対する校長の所見などの評価に関する情報が混在して記録されている。この実態把握記録簿は、実施機関が、審査の対象となる教員について指導力不足教員であるかどうかを判断するに際し、最も基礎的な資料となるものである。実態把握記録簿において実施機関が非開示とした情報は、様式部分を除く校長が記入した事項のすべての部分であるが、異議申立人は、審査対象教員の個人名及び所属校名の開示は求めているため、その余の情報について検討する。まず、表紙部分の審査対象教員の職名については、個人に関する情報であるが、前記のとおり、当該情報は既に公にされている情報であることから、条例第7条第2号ただし書アに該当し、同条第5号及び第6号のいずれにも該当しないと認められる。記載責任者としての校長名及び校長印については、これらの情報が開示されることにより、審査対象教員が識別され得る可能性は極めて高い。ところで、前記のとおり異議申立人は、審査対象教員の所属校名を異議申立ての対象としておらず、校長名及び校長印も審査対象教員の所属校を特定し得る情報であることは明白であることから、そもそも校長名及び校長印を非開示にすることには、当事者間において争いが無いものと考えられる。次に、校長が記入した総合所見、観点別所見及び具体的な状況については、校長が自らの職務により、自己が管理監督すべき教員のうち、指導力不足と思われる教員に対する校長の所見及び当該教員の具体的な状況を記録したものであり、これらは全体として特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第2号本文に該当する。総合所見等は、校長の職務遂行の内容であるといえるので、条例第7条第2号ただし書ウの公務員の職務遂行に係る情報といえるが、反面、審査対象教員にとっては、記載内容の一部に当該教員の職務に関する情報を含むとしても、そもそも指導力不足教員であることの判定又は認定を受けること自体は、当該教員の職務遂行に係る情報に該当するとは認められない。また、条例第7条第2号ただし書ア及びイに該当するとすべき事情も認められない。よって、総合所見等は全体として、条例第7条第2号本文に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

### 3 条例第8条第2項（部分開示）の適用

前述のとおり、当審査会が条例第7条第2号により、全体として非開示と判断した議事録の個別審査及び総合審査並びに実態把握記録簿の総合所見等には、審査対象教員の氏名等特定の個人を識別することができる情報が含まれている。一方、その他の情報についても、当該情報と既に公表されている情報を組み合わせることにより、審査対象教員が識別される可能性があり、また、審査対象教員について、一定の情報を承知している関係者が当該教員を特定する可能性は一層高まることとなる。したがって、本件非開示部分を公にすることにより、指導力不足教員の判定の対象となっているその具体的内容等、通常他人に知られたいと考えられる事実が明らかとなり、当該教員の権利利益が害されるおそれがあることから、条例第8条第2項による部分開示はできず、非開示が妥当であると判断する。

### 4 審査会からの要望

本件公文書に係る開示、非開示についての当審査会の判断は以上のとおりであるが、実施機関は、指導力不足教員の認定の事務の重要性に鑑み、その手続の透明性を高め、県民の一層の理解が得られるよう、更に努力することを要望する。